

4 (会長)	委員及び専門委員は、非常勤とする。
第十八条 (会長)	審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
3 2 1 (資料の提出等の要求)	会長は、会務を総理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
第十九条 (政令への委任)	審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
第二十条 (他の法律への委任)	この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 (内閣総理大臣)	内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は離島機能の阻害の防止に要する情報の提供をすることができる。
第二十二条 (内閣総理大臣)	内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他協力を求めることができる。
第二十三条 (内閣総理大臣)	国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められることがある。
第二十四条 (内閣府令への委任)	内閣府令への委任
第二十五条 (内閣府令への委任)	この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1
(施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第二十六条 (内閣総理大臣)	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十七条 (内閣総理大臣)	一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。 二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。
第二十八条 (内閣総理大臣)	三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。
第二十九条 (内閣総理大臣)	一 第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。
第三十条 (内閣総理大臣)	三 第三十万円以下の罰金に処する。
第三十一条 (内閣総理大臣)	又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第三十二条 (内閣総理大臣)	二 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。